

市内事業者各位

羽村市商工会 商業部会
部会長 永井 英義
(公印省略)

学童クラブへの弁当提供に係る支援協力事業者の募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より羽村市商工会商業部会の事業運営につきまして格別のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス発生、感染拡大防止のため全国的な臨時休校が要請されております。これに伴い羽村市では学童クラブへの利用者拡大を受け、昼食提供支援を行うことで市内児童を養育する家庭の家事負担の軽減を支援することを目的に弁当の配達を行います。

つきましてはお弁当を製造・提供をしていただける事業者様を募集いたします。事業概要及び事業の流れについては以下のとおりです。

<事業概要>

1. 募集対象：お弁当を製造・提供していただける事業者
2. 実施期間：令和2年3月11日（水）～3月25日（水）
3. 引渡し時刻：注文を受けた際は引渡し日の午前10時00分までに商品の準備をすること
4. 商品：①商品に起因する事故（食中毒等）については弁当提供事業者が責任を負うこと。
②衛生管理を徹底し、通常考えられる注意を払うこと。
③注文者ごとに領収書の作成を行い、注文を受けた弁当ごとに貼付すること
5. 申込：裏面申込書に必要事項を記入の上、商工会まで申込
6. その他：FAXによる通信設備を備えていること

<事業の流れ>

- ①学童クラブへ子供を通所させている消費者が弁当配達受付事業者へ弁当配達依頼。
- ②弁当配達受付事業者は配達事業者へ受付情報を連絡。受付情報を受領した配達事業者は弁当提供事業者へ配達指定日の2日前に必要な個数を連絡。
- ③配達事業者より必要個数の連絡を受けた弁当提供事業者は指定時間までに指定個数の弁当を用意し、配達事業者へ販売。（商品個数を突合の上、金銭のお支払いをいたします）
- ④配達事業者は指定の学童クラブへ弁当を配達

<事業スキーム図>

